

(乙の3)

河川法第25条

(河川の産出物の採取)

1. 河川の名称      利根川水系      川      左・右岸

2. 採取の目的

3. 採取の場所及び採取に係る土地の面積

4. 河川の産出物の種類及び数量

5. 採取の方法

6. 採取の期間

令和      年      月      日から (または許可の日から)

令和      年      月      日まで